

個人情報保護制度の見直し に向けた中間整理 (地方関係)

令和2年9月
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

【基本的な考え方】

- ・ 地方公共団体における個人情報の取扱いについては、**平成15年の国の法制化に先立ち、大多数の都道府県及び市区町村において条例が制定**され、各地方公共団体における実務が積み重ねられている。一方、国においては、平成15年の法制化以降、個人情報保護の水準確保や、個人情報の保護と活用の適正なバランスの確保の観点から、随時制度改正が行われている。
- ・ こうした中、新型コロナウイルス感染症の流行に直面し、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの向上のための行政のデジタル化を含め、**我が国社会全体のデジタル化を強力に進めていくこととされており、データ利活用の円滑化への取組も一層加速**させなければならない。また、国際的なデータ流通が増大していく中で、**GDPR十分性認定など、国際的な制度調和の必要性**が一層高まっている。
- ・ こうしたことから、**地方公共団体も含めた我が国全体で統合的な個人情報保護制度の確立に向けて検討を行う必要がある。**
- ・ なお、検討に当たっては、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることに鑑み、**各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、これまでの地方公共団体における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要がある。**



【今後の進め方】

今後は、本検討会において、**地方公共団体の意見を十分聞きながら**、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について、**具体的な検討**を行うこととし、**年内を目途に取りまとめる。**

① 個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、我が国全体の制度の整合性の確保等のため、どのような検討が必要か。

- 我が国全体での制度の整合性を確保し、全体的・機動的な見直しを可能とするには、**国としてどのような役割を果たすべきか**。その際、地方自治法における「国と地方公共団体との適切な役割分担」や「地方公共団体の自主性及び自立性の十分な発揮」の視点について、どのように整理するか。
- **国際的に整合のとれた制度**とするため、どのような規律が必要か。
- 医療分野や学術分野等の官民の共同作業が特に重要な分野とそれ以外の分野など、**分野ごとの規制の統一のあり方**について、どのように考えるか。
- 条例を持たない一部事務組合があることや、例えば要配慮個人情報の規律に差異が見られるなど、**地方公共団体ごとに条例で規律されている内容が異なること**について、どのように考えるか。
- 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという個人情報保護法の目的を踏まえ、**個人情報の保護と活用のバランス**を、規律の内容と運用の両面において、どのように確保していくべきか。また、現状として、具体的にどのような支障があるか。例えば、多くの地方公共団体でオンライン結合制限規定が存在することや、匿名加工情報の提供に関する規定が未整備であることについて、どのように考えるか。

② ①の要請を満たしつつ、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、制度の安定性を確保するため、どのような制度が考えられるか。

- 法の規定を直接適用する手法や、法の枠組みの下で条例を定める手法、国の指針や助言により条例の内容や運用の緩やかな統一を図る手法などが考えられるが、**どのような手法が望ましいか**。
- いわゆる条例の「上乗せ、横出し」など、**条例で規律する範囲についてどう考えるか**。
- **規律の種類によって統一の要請の程度は異なるか**。例えば、個人情報の保護の水準確保や保護と活用のバランス確保のために必要な規律と、手続的な規律では、異なるか。